

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第153号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第469号）

事件名：特定事業場に係る事業場基本情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「事業場基本情報（特定労働基準監督署管轄で別紙に該当する分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく「事業場基本情報（特定労働基準監督署管轄で下記に該当する分（記載は省略する。）」に係る開示請求に対し、北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年9月28日付け27北労行開第14号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

(2) 意見書

ア 理由説明書において、「なお、特定の2事業場については、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を越えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、⑰その他のうち、最新監督年月日については不開示情報に当たらないものと判断した」との記載があり、自社ホームページにおいて、自ら公開している場合は、不開示情報に当たらないものと判断されるとの説明があるが、審査請求人においては、以下の疑問が生じている。

イ 自社ホームページにおいて、自ら公開しているかどうかについては、以下の誰が調べるのか。

- ①開示請求人
- ②行政機関の職員（処分庁の職員）
- ③審査請求人
- ④行政機関の職員（諮問庁の職員）
- ⑤情報公開審査会の審査員あるいは事務員

①は開示請求の際に、開示請求人が、特定年月日に特定署により臨検監督が行われたと自社ホームページに記載があるA事業所が含まれている（と申告・前置きした上で）特定署の事業場基本情報〇〇件と請求するのか。

②において本件開示請求では、33件の特定事業所に限定しているが、監督署当たり数万件の事業所があると思われるが、単に特定署の事業場基本情報〇〇件と開示請求すれば、後は行政機関の職員（処分庁の職員）が自社ホームページにおいて、特定年月日に特定署の臨検監督があり、自ら公開していないか調べて開示してもらえるのか。

③では、不開示として処分が行われた後で、審査請求の際に、審査請求人が調べて、A事業所は特定年月日に特定署による臨検監督が行われたと自社ホームページに記載があるので不開示の処分は不当であると不服申立てをすればよいのか。

④では、開示請求人や行政機関の職員（処分庁の職員）や審査請求人が何も指摘しなくても、審査請求を行えば、行政機関の職員（諮問庁の職員）が調べて、A事業所は特定年月日に特定署により臨検監督が行われたと自社ホームページに記載があったので処分を変更して開示すると判断されるのか。

⑤では、情報公開審査会の審査員あるいは事務員が調べて「A事業所は特定年月日に特定署により臨検監督が行われたと自社ホームページに記載があったので最新監督年月日については、開示をするのが妥当である。」という答申となるのか。別の言い方では、調査審議の明確化、争点の明確化等と説明した記載があるが、調査審議における調査とはどこまで行われるのか。

自社ホームページも更新されるが、行政機関の職員が更新前を見て、自ら公開していなかったが、審査請求人が、更新後に見て、自ら公開していた、そんな場合はどうなのか。

ウ 自社ホームページで自ら公開している場合は、不開示情報に当たらないものと判断されるとのことであるが、それ以外の以下の場合には不開示情報に当たると判断されるのか。

特定年月日に特定事業場に特定署により臨検監督が行われた。あるいは、特定年月日に特定事業場に特定署により臨検監督が行われ、

是正勧告書が交付された等が新聞記事で報道されている。労働組合がホームページで公表している。この場合は、不開示情報に当たると判断されるのか、あるいは、当たらないと判断されるのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年9月28日付けで、原処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定労働基準監督署管轄の特定の33事業場に係る事業場基本情報」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年11月18日付けで審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項のうち法5条4号を除き、6号イを同号柱書きに改めた上で、法5条2号イ及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書である事業場基本情報とは、労働基準行政情報システム（以下「基準システム」という。）において電子データとして登録管理されている個別事業場に係る各種情報を出力印刷したものであり、基準システムとは、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署を専用の通信回線で結ぶネットワークシステムであって、個別事業場に係る各種情報（監督指導の状況、災害発生状況等）等を電子データとして登録管理しているものである。

本件開示請求に基づき、処分庁において、管轄署及び事業場名を条件に設定し、基準システムにより事業場基本情報の検索を行い抽出された事業場基本情報を本件対象行政文書として特定した。

イ 事業場基本情報について

本件対象文書である事業場基本情報には、「基本情報」、「事業場情報」、「管理状況」、「委託者」及び「参考事項」の各項目から構成された各種情報が記載されている。

そのうち、「基本情報」の項目には、①局名、署名、事業場キー、名称等変更及び廃止年月日、②労働保険番号及び登録区分、③事業場名、④所在地、コード及び郵便番号、⑤代表者職氏名並びに⑥電話番号（総務、安全衛生、FAX）、事業場、委託者及び寄宿舍が記載されている。

「事業場情報」の項目には、⑦業種、⑧労働者数（男女別、事業場全体、派遣、年少者、パート、外国人及び企業全体）及び入力年月日、⑨週所定労働時間及び入力年月日、⑩店社、⑪労働組合、⑫所属団体（関係団体及び事業主団体）、⑬本社所在地並びに⑭主要業務・製品名が記載されている。

「管理状況」の項目には、⑮有害業務の有無・健康診断（定期、有機溶剤、鉛、四鉛、特化物、石綿、高気圧、電離放射線、酸素欠乏危、じん肺、指導勸奨、作業主任者、就業制限、作業環境測定、健康診断については各最新健診年月日）、⑯危険・特定機械有無（プレス、木工加工、荷役運搬、車両系建設、産業ロボット、移動クレーン及びゴンドラ）及び⑰その他（最新監督年月日、最新司法事件年月日、最新死傷病報告年月日、就業規則届出年月日、安衛体制報告年月日、安衛指導年月日、時間外労働・休日労働に関する協定届（届出年月日及び到達番号）及び要監理事業場台帳最新移行年月日）に関する情報が記載されている。

「委託者」の項目には、⑱業種、⑲委託業務及び⑳家内労働者数（男女別、営業所全体及び年少者）に関する情報が記載されている。

「参考事項」の項目には、㉑当該事業場に関するその他参考事項が記載されている。

ウ 原処分における不開示部分について

原処分においては、⑧労働者数、⑨のうち週所定労働時間、⑪労働組合、⑮有害業務の有無・健康診断、⑯危険・特定機械有無、⑰その他（最新監督年月日、最新司法事件年月日、最新死傷病報告年月日、就業規則届出年月日、安衛体制報告年月日、安衛指導年月日、時間外労働・休日労働に関する協定届（届出年月日及び到達番号）及び要監理事業場台帳最新移行年月日）及び㉑当該事業場に関するその他参考事項（記載があるものに限る。以下同じ。）を不開示情報としている。

エ 不開示情報該当性について

（ア）法5条2号イ不開示情報該当性

本件対象行政文書に記載された不開示情報は、事業場の実態に関する情報であり、これらが公にされた場合には、既に原処分において事業場名が開示されていることから、当該個々の事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報をも開示することとなる。

さらに、当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

なお、特定の2事業場については、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、⑰その他のうち、最新監督年月日については不開示情報に当たらないものと判断した。

また、特定の事業場について、労働者数が開示されているものについては、本来法5条2号イに該当するため、不開示とするべきものであるが、原処分を取消し、当該部分を不開示とすることには意味がないことから、本件に限り、開示を維持することとする。

(イ) 法5条6号柱書き不開示情報該当性

本件対象文書に記載された不開示情報は、事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報が記載され、あるいは届出がなされた報告であり、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場が特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、特定署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記エで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を、法5条2号イ及び6号柱書きに該当すると説明したところ、これに同条6号ホを加える。

(2) 不開示情報該当性について

理由説明書の「(3)エ 不開示情報該当性について」の(ア)を以下のとおり修正する。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条2号イ及び6号ホ不開示情報該当性

本件対象文書に記載された不開示情報は、事業場の実態に関する

る情報であり、これらが公にされた場合には、既に原処分において事業場名が開示されていることから、当該個々の事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報をも開示することとなる。

さらに、当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に規定する法人等の事業場については法5条2号イの、その余の法人等の事業場については同条6号ホの不開示情報に該当する。

なお、特定の2事業場については、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定署の臨検監督があり、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」ことを自ら公開していることから、⑰その他のうち、最新監督年月日については不開示情報に当たらないものと判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成28年2月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 審議 |
| ④ | 平成28年7月7日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年8月26日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月8日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年10月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「事業場基本情報（特定労働基準監督署管轄で別紙に該当する分）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部について、法5条2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分で不開示とした部分について、法の適用条項を変更し、法5条2号イ並びに6号柱書き及びホに該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえて、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 原処分において不開示とされた部分は、⑧労働者数、⑨のうち週所定労働時間、⑩労働組合、⑮有害業務の有無・健康診断、⑯危険・特定機械有無、⑰その他（最新監督年月日、最新司法事件年月日、最新死傷病報告年月日、就業規則届出年月日、安衛体制報告年月日、安衛指導年月日、時間外労働・休日労働に関する協定届（届出年月日及び到達番号）及び要監理事業場台帳最新移行年月日）及び⑳当該事業場に関するその他参考事項である。

諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の2（2）のとおり説明する。

- (2) そこで検討するに、当該部分には、事業場の実態に関する情報が記載されており、原処分において既に事業場名が開示されているところ、これらが公にされた場合には、事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報を開示することとなると認められる。

そうすると、これらの内部管理情報が公になると、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分のうち、法5条2号に規定する法人等の事業場については、同号イに、その余の法人等の事業場については、同条6号ホに、それぞれ該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号イ並びに6号柱書き及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条2号イ及び6号ホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

特定大学

特定大学附属小学校

特定大学附属中学校

特定の郵便局 30局